

山口訴訟の報告

～「ズッコケ」の世界は私たちが守る

2021. 10. 29

弁護士 内山新吾

1 スローガンは、「わやしちやー いけん」

2 訴訟の経緯

- 2016. 12. 26 提訴（116名）・・・国賠1人10万円
 - 2017. 11. 7 追加提訴（19名 → 合計135名）
 - 2020. 7. 1 寺井弁護士意見陳述
 - 2020. 12. 4 尋問（証人～飯島滋明教授、証人的原告～瀬瀬厚
名誉教授、原告4名）
 - 2021. 3. 3 最終弁論（結審）
 - 2021. 7. 21 判決
- （控訴審～広島高裁の期日未定）

3 原告

全員県民（提訴時）13市全部と5町から 29歳～90歳
戦争体験者、引揚者、親から戦争体験を聞かされた者、被爆者、被爆二世三世、岩国基地周辺住民、原発建設予定地住民、障がい者、宗教者、医療従事者、農業者、学者、教員、もと教員、親
原告団長は那須正幹さん（児童文学者～「ズッコケ三人組」の作者）

4 那須さんの言葉（第1回弁論、最終弁論での意見陳述より）

最終弁論では意見陳述、7月初めの「市民連合」の会議には出席、16日に自宅で倒れ危篤、判決の翌日（22日）に逝去（79歳）。

「3歳のとき、広島市の自宅で被爆しました。爆風のため自宅の屋根が吹き飛ばされました。家の中はガラス障子もふすまも全て壊れてしまいました。

自宅にいた私と母親は、幸運なことに戸袋がかげとなり、熱傷もなく、頭と足に軽いけがをしたくらいで済みましたが、自宅を訪れていた近所のおばさんは、前庭にいたため半身に大やけどをされました。午後になると大勢のけが人が我が家の前の国道を避難してこられました。あの光景は、今でも脳裏に焼き付いています。

父親は、高等女学校の教師でしたが、爆心地から2kmの校舎で被爆し、戦後、1年間も病に伏し、教師を辞めました。」

「現在、日本は再び戦争をする国に変わろうとしています。原爆で亡くなった広島の人達に、このことをどう伝えたらよいのでしょうか。原爆慰霊碑に刻まれた「過ちは繰返させぬから」という銘文について、どう言い訳をすればよいのでしょうか。」

「私は、子どもの本を書くことを生業としております。私の描く子どもたちは、みな元気で明るく活発です。平和で民主的な日本に暮らす子どもたちだからです。ところが、安保法制が成立したために、作家である私は、こうした子供たちの姿を描けなくなってしまったのです。」

「戦時下の重苦しい世の中に戻したくありません。子どもや孫たちを戦争に巻き込ませたくありません。兵士として、名も知らぬ国に赴き、名も知らぬ人々を殺す役目をさせたくありません。」

「どうか、本法廷において、安保法制違憲の判断を下してください。それは、単に現在の日本の在り方だけでなく、将来のこの国の在り方にも深くかかわってくると思うからです。5年後、10年後に『ああ、あのとき違憲判決を下していてよかった』と、思う日が必ず来ます。」

5 原告たちの言葉（意見陳述より）

① 80代男性（山口市）

「学校にいる時間に空襲警報が鳴ると、校内には防空壕がないため、児童は自分の家に帰らなければなりませんでした。サイレンが鳴ると、子どもたちはクモの子を散らすように自宅に逃げ帰りました。しかし、私の家は学校から歩いて30分くらいのところにありました。このため、自宅にたどりつく前に、米軍機がやってくるのがしばしばありました。低空で近づく飛行機から「ヒューピュー」と空気を切り裂くような射撃音が聞こえると、どこかの物陰に伏せました。すぐ近くで農作業をしていた大人は、脇にあったムシロをかぶって伏せていました。米軍機が飛び去るまで数十秒のことですが、血の気が引くようなおそろしさでした。生きた心地はしませんでした。今でも、あのとき銃弾が当たっていたら死んでいたのではないかと、恐怖がよみがえります。」

「校長先生は、『大きくなったら何になるんだ』と尋ねました。私は、とっさに答えが出ず、ぐずぐずしていました。すると、校長先生は、『軍人だろう。戦争が始まっているんだ。兵隊にならなくてどうする。』と怒鳴って私をしかったです。そして、手に持っていたドッジボールを至近距離から投げつけました。ボールは、私の腹にあたり、私は痛みで動くことができず、しばらくうずくまっていました。」

この校長先生は、書道の先生で優しい先生でした。しかし、このときは、今まで見たことのない形相でした。今でもそのときの校長先生の顔を覚えています。」

② 60代女性（萩市）

「父から戦争の話を聞いたことはほとんどありませんが、時々ふと洩らす言葉から想像できることがありました。戦後、父が中国へ旅行に行った時の話です。『この人がうちのお父ちゃんを殺した』と自分を指さす人が現れたらど

うしよう、父がつぶやきました。その時、私は、父は人を殺した経験があると確信しました。」

「国の命令では、父は人を殺し、窃盗をしたのです。否定しようのない加害者である父は、家族にさえ話すことができない深い心の傷を負って戦後を生きたのです。」

③ 60代女性・看護師（山口市）

「第二次世界大戦時に従軍看護婦だった先輩看護師から戦場で何をしていたかお聞きしたことがあります。戦場では治療をしたら兵隊に戻せる人から先に治療をする。重症の人はそのままにしておく。あれは看護ではなかったと言っていました。」

「看護というのは、人の命を助け、育むことです。」

「安保法制の制定により看護師である私は、戦場に駆り出されることとなります。しかし、戦場での仕事は看護ではありません。」

④ 60代男性・もと教員（下関市）

「防衛大学を卒業した教え子から、『南スーダンに行く、先生相当やばいよ』と連絡がありました。私は彼が自分の命が危険だと思って『相当やばい』と語ったと思いました。『無事に帰って来いよ』と声をかけました。しかし、彼の思いはそんな甘いものではありませんでした。『自分の命がなくなることよりも、なんの罪もない赤の他人に銃を向けてしまうかもしれないし、もしも命を奪うようになってしまうと僕的一生はやばい』。彼の思いは衝撃でした。私の新安保法制への考えの甘さと理解の浅さを突きつけられ、私の教職のすべてが否定された思いでした。

「この教え子は、両親思いの本当に優しい生徒でした。親の負担を少しでも軽くしたいと、公立高校の受験のみを希望しました。防衛大学に進学した理由も親への思いからと聞きます。自分より友人のことを第一に考える中学生でした。こんな青年をだまし討ちするようなこの法制は一刻も早く無効にしなければならぬと考えます。」

6 残念、不当な右へならえ判決

(1) 憲法判断の必要性について

「違憲審査権も司法権の一作用であり、個別具体的な権利利益の侵害がある場合に行使されるものであるから・・・違憲審査権を行使する必要はない」

(2) 平和的生存権について

「原告らの主張する平和的生存権は、権利又は法律上保護される利益としての具体的権利性を備えたものとはいえない」

その理由として・・・

「比較法的観点や立法者意思などを根拠に憲法前文の裁判規範性を認めることはできない」

「平和の意義及びその実現方法は極めて多様であり、個々人の主観的事情はもとより、時代背景や国際情勢によりその捉え方が変動しうるものである」

「裁判規範として機能し得る程度に具体的な内容を特定することができるものとはいえない」

(3) 人格権侵害について

「社会通念上甘受すべき限度を超えて内心の静穏な感情を侵害された場合には、その侵害の態様、程度いかんによっては、法律上保護される人格的利益に対する侵害があったと評価される余地がある」が、本件では、「原告らの内心の静穏な感情が社会通念上甘受すべき限度を超えて侵害されたとまでは認められない」

その理由として・・・

「国民一般とは異なった直接影響を受けうる特別な地位にあるという客観的事実がない」

「以前と比較して、我が国が戦争やテロ行為に直面する現実的危険が新たに発生しあるいは、既に生じていた危険が高まったことを具体的に認めるに足りる証拠はない」

(4) 憲法改正・決定権について

「国会が発議される前に、憲法改正に係る国民投票の投票権の侵害を観念することはできないから、原告らの権利又は法律上保護される利益が侵害されたとはいえない」

「憲法98条1項において、憲法に反する一切の行為が効力を有しないと明記されているとおり、憲法より下位の規範である法律や閣議決定が、憲法の内容に影響を与える余地はなく、本件各行為によって、憲法が『改正』されたという事態が生じていない。」

「原告の主張は、個別具体的な権利利益の侵害がなくても憲法改正・決定権の侵害を主張することで、抽象的に法令等の違憲の判断を求めることを許容するものであり、我が国の司法制度（付随的審査制）と相容れない。」

7 広島高裁でのたたかいに向けて

(1) 私たちはあきらめない（判決後の声明参照）

(2) 法廷でのたたかい ～ 各地の訴訟に学んで、主張・立証を

イ) 憲法判断の必要性 ～ 一見明白な違憲性をさらに

ロ) 平和的生存権の権利内容

ハ) 安保法制の（現実的）危険性を事実で

ニ) 憲法改正・決定権の理論補強

ホ) 証人尋問の実現

(3) 那須さんの思いを引き継いで

8 違憲判決を求める全国賛同者運動のとりくみ

（全国ネットワーク報第2号参照）